

グレナダの入国規制措置（11月25日更新）

グレナダ政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

1 渡航許可書の保持

全ての渡航者は、グレナダへの渡航に際し、渡航許可証明書（Pure Safe Travel Certificate。オンライン上で要申請）を保持する必要があり、航空機等への搭乗前に、同許可書の印刷物、または同電子コピーを提示する必要がある。

2 PCR 検査陰性証明書の保持及び医療保険への加入

5歳以上の渡航者は、渡航3日前以内に実施されたPCR検査陰性証明書の保持が必要であり、新型コロナウイルス関連の病気をカバーする医療保険に加入する必要がある。

3 滞在期間中のPCR検査及び宿泊予約

（1）訪問者は4日目に、公共の場への外出許可を得るためPCR検査を受けるか、滞在期間中同宿泊施設内に留まるか選択出来る。公共の場への外出を希望する場合には、保健当局者からPCR検査陰性確認書及び許可を得る必要がある。

（2）居住者は4日目に、検疫措置の解除及び同施設からの退去のため、保健当局者からPCR検査陰性確認書及び許可を得る必要がある。

（3）渡航者は、監視及び検疫措置のため、認可された宿泊施設（Pure Safe travel accommodations）で最低限7日間の予約を行うこと。自宅検疫を希望する者は、少なくとも渡航7日前にオンライン上で申請すること。

4 自己監視携帯アプリ

渡航者は、自己監視（接触追跡）携帯アプリ（Ronatrac Mobile App）をダウンロードし、渡航前に登録を行うこと。ただし、現時点では同アプリはiphone上では適用外であり、同携帯電話使用者は、本件措置の対象外となる。

5 到着時

全ての渡航者には、到着時に症状確認、体温検査及びその他検査の必要性の確認のため、スクリーニングが課され、保健当局者に渡航許可証明書及びPCR検査陰性証明書を提示する必要がある。

6 検疫及び隔離措置

全ての渡航者には、最大7日間の検疫措置が課され、4日目にPCR検査が課される。同検査が陰性の場合で、検疫当局からの許可を受けた以降も、自己監視アプリを使用し、残りの14日間到達まで、自己監視を続ける必要がある。PCR検査で陽性が確認された場合には、保健局当局者の判断により、隔離あるいは治療施設に移送される。

参考：グレナダ政府 HP

<https://covid19.gov.gd/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。